

一般社団法人紀北町観光協会定款

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人紀北町観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県北牟婁郡紀北町に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、紀北町及び周辺地域における自然・歴史・文化・産業等の地域資源を活用して観光振興を図ることにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化に寄与するとともに、環境に配慮した個性豊かで持続可能な町づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 観光情報の収集及び発信
- (2) 観光案内及び宿泊等の斡旋
- (3) 旅行業による観光客の誘致促進
- (4) 自然体験事業の企画運営
- (5) 観光イベントの企画運営
- (6) 特産品、物産品の振興及び販売
- (7) 観光関連施設等の管理受託業務
- (8) 観光振興のための人材発掘及び育成
- (9) 観光防災の推進
- (10) その他この法人の目的を達するために必要な事業

(公告方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は法人の目的に賛同し、その事業を推進するために入会した個人及び団体並びに法人とする。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する社員とする。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする個人又は団体並びに法人は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員がこの法人を退会しようとするときは別に定める退会届を会長に提出し、退会することができる。

2 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人及び団体が解散し、又は破産したとき。
- (4) 後見又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (5) 第10条の規定により除名されたとき。

(除名)

第10条 会員がこの法人の名誉を毀損し、又はこの定款に違反する行為をしたときは、第18条第2項に規定する社員総会の議決により除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該社員総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ除名の議決を行う社員総会で弁明する機会を与えなければならない。

3 会長は会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失した場合は、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人は会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、第6条第2項に規定する社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項に限り議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任並びに理事の任期の短縮
- (3) 役員報酬等の額及びその支給基準
- (4) 一般社団・財団法人法第113条に規定する役員責任の一部免除
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 解散及び継続
- (8) 合併契約の承認
- (9) 第43条に規定する残余財産の帰属の決定
- (10) 役員が社員総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
- (11) 社員による招集の請求により招集された社員総会における、法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (12) 会費
- (13) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (14) 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認

- 2 社員総会は、前項第10号又は第11号に掲げる事項を決議する場合を除き、あらかじめ社員総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(開催)

第14条 社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

- 2 前項に規定するほか、社員総会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき。

- (2) 社員総数の5分の1以上の議決権を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 社員総会は、前条第2項第2号の規定により招集する場合を除き、理事会の議決に基づき、会長が招集する。

2 社員総会を招集する場合は、日時及び場所並びに社員総会の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催の14日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集する場合はこの限りでない。

3 前条第2項第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長があたるものとする。会長に事故あるときは、当該社員総会に出席した副会長がこれにあたる。

(定足数)

第17条 社員総会は、総社員の議決権の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第18条 社員総会の議決は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席しその過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の議決は、総社員の半数以上の出席でかつ総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 一般社団・財団法人法の第113条第1項に規定する役員の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認

(議決権)

第19条 社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第 20 条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合において、当該社員は、第 18 条に規定する社員とし、社員総会に出席したものとみなす。

2 前項の場合には、社員又は代理人は、代理権を証明する書面を総会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権行使)

第 21 条 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって、議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 18 条の議決権の数に算入する。

(総会議決等の省略)

第 22 条 会長が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、社員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する社員総会の議決があったものとみなす。この場合においては、その手続きを理事会において定めるものとし、第 16 条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、一般社団・財団法人法第 57 条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、議長及び総会に出席し議長に任命された社員とする。尚、議事録は 10 年間保管することとする。

第 4 章 役員、顧問等

(役員等の種類及び定数)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名
- (3) 理事のうち、会長 1 名、副会長 2 名、専務理事 1 名を置くことができる。
- (4) 前号の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員等の選任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の議決により会員の中から選任する。ただし、必要と認めたときは、社員総会の議決により、会員以外から監事を選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において理事の中から選定する。

(役員資格)

第 26 条 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

2 理事のうち、理事いずれか 1 人とその配偶者又は 3 親等以内の親族その他特別関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3 役員に異動があったときは、2 週間以内に登記しなければならない。

(職務及び権限)

第 27 条 理事及び監事は、一般社団・財団法人法に規定する職務を行うほか、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3) 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の日常業務を総括し、会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長ともに欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会の終結のときまでとする。

3 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。

4 役員は辞任又は任期満了により退任したあとにおいても、後任者が就任するまでは、なお、権利と義務を有し、その職務を行わなければならない。

5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(解任)

第 29 条 役員は、いつでも社員総会の議決により、解任することができる。

(報酬)

第 30 条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員については、報酬を支給することができる。

- 2 役員にはその業務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 第 1 項ただし書きに関し必要な事項は、会長が別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第 31 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の議決によって免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項で定める最低限度額とする。

(顧問)

第 32 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、この法人に功労があった者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べるることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 33 条 この法人に、理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(権限)

第 34 条 理事会は、法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の招集に関する事項
- (2) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解任
- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 多額の借財
- (5) 事務局長の選任及び解任

- (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設備、変更、廃止
- (7) 一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (8) 一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項に規定する損害賠償責任の一部免除。
- (9) その他この法人の業務の執行に関する事項（社員総会の議決を要する事項を除く）

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに代わるものとする。
- 3 理事会を招集しようとするときは、理事会の日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(定足数)

第 37 条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 38 条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し行う。ただし、その議決に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

- 2 会長、副会長及び専務理事の解職は、出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を経なければ行うことはできない。
- 3 第 1 項の議決には、議長は加わることはできない。ただし、会議の議事が可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決の省略)

第 39 条 理事が理事会の議決の目的事項について提案した場合において、当該提案につき

理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する理事会の議決があったものとみなす。

- 2 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

（議事録）

第 40 条 理事会の議事録については、一般社団・財団法人法第 95 条の規定で定めるところにより、書面をもって議事録を作成する。

- 2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した会長（会長に事故もしくは支障があるときは出席理事）及び監事とする。

第 6 章 部 会

（部会）

第 41 条 会長は、第 4 条の事業の推進のため、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会長は、理事会において選任する。
- 3 各部会は、活動計画の立案を行うとともに進捗及び結果等に関し理事会に報告する。
- 4 各部会においては、会員以外の者の参加及び意見を聴取することができる。

第 7 章 財産及び会計

（剰余金の処分制限）

第 42 条 この法人は会員その他の者に対し、剰余金の配分をすることはできない。

- 2 会員に剰余金の配分をする社員総会の議決は無効とする。

（残余財産の帰属）

第 43 条 清算をする場合において、この法人の残余財産は、地方公共団体及び類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人に帰属させるものとする。

（事業計画及び収支予算）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の承認を得るとともに、当該事業年度の開始の日から 3 箇月以内に実施する社員総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 45 条 会長は、各事業年度経過後 3 箇月以内に次の書類を作成し、第 1 号及び第 2 号の書類については監事の作成した監査報告を添付して、各事業年度経過後 3 箇月以内に社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (2) 事業報告
- (3) 前各号に関する附属明細書

2 貸借対照表は、社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

第 8 章 定款変更及び解散等

(定款の変更)

第 47 条 この定款を変更するときは、第 18 条第 2 項に規定する社員総会の議決を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 第 18 条第 2 項に規定する社員総会による解散の議決があったとき。
- (2) 合併によりこの法人が消滅する場合
- (3) 破産手続き開始の決定
- (4) 裁判所による解散命令の確定

(合併)

第 49 条 この法人は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権 3 分の 2 以上の議決を得て、他の一般社団法人又は一般財団法人と合併することができる。

第9章 事務局その他

(設置等)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第52条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第53条 この法人の設立時の社員の氏名及び名称及び住所は次のとおりである。

三重県北牟婁郡紀北町長島 1382 番地

川合 誠一

三重県北牟婁郡紀北町船津 1548 番地 1

特定非営利活動法人ふるさと企画舎 理事 田上 至

三重県北牟婁郡紀北町東長島 2311 番地 8

株式会社河村こうじ屋 代表取締役 河村 幸信

- 2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般社団法人紀北町観光協会を設立のため、設立時社員川合誠一、設立時社員特定非営利活動法人ふるさと企画舎及び設立時社員株式会社河村こうじ屋の定款作成代理人である司法書士井上文雄は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和2年3月24日

設立時社員 川合 誠一

設立時社員 特定非営利活動法人ふるさと企画舎 理事 田上 至

設立時社員 株式会社河村こうじ屋 代表取締役 河村 幸信

上記設立時社員3名の定款作成代理人
北牟婁郡紀北町東長島33番地32
司法書士 井上 文雄